

○新庄市地域おこし協力隊設置要綱

平成26年3月19日

告示第22号

(設置)

第1条 人口減少及び高齢化の進行する本市において地域外の人材の誘致、定住及び定着を図り、もって地域力の向上及び地域の活性化に資するため、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付総行応第38号総務事務次官通知）に基づき新庄市地域おこし協力隊（以下「協力隊」という。）を設置する。

(協力隊の活動)

第2条 協力隊の隊員（以下「隊員」という。）は、次の各号に掲げる活動（以下「協力活動」という。）を行う。

- (1) 農林水産業の支援活動
- (2) 環境保全の支援活動
- (3) 観光、特産品その他の地域資源の発掘及び商品開発の支援活動
- (4) 地域間交流並びに移住及び定住の促進に関する活動
- (5) 地域おこし支援活動
- (6) その他市長が必要と認める活動

(任用)

第3条 隊員は、次の各号の要件のすべてを満たす者のうちから市長が任用する。

- (1) 3大都市圏内の都市地域又は政令指定都市から生活の拠点を市内へ移し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民票を異動する意思を有する者（任用される前に既に市内に定住している者を除き、次に掲げる者を含む。）であること。

ア 3大都市圏外の市町村又は3大都市圏内の条件不利地域の市町村において地域おこし協力隊であった者（同一市町村において活動実績2年以上、かつ、退職又は免職から1年以内の者に限る。）

イ 3大都市圏外の市町村又は3大都市圏内の条件不利地域の市町村において語学指導を行う外国青年招致事業（以下「JETプログラム」という。）を終了した者（JETプログラム参加者としての活動実績2年以上、かつ、JETプログラム終了から1年以内の者に限る。）

ウ 海外に在留し、市町村が備える住民基本台帳に登録されていない者

(2) 地方公務員法（昭和25年法律261号）第16条の規定による欠格条項に該当しない者であること。

(3) 地域おこしに深い熱意を有し、積極的かつ誠実に活動を行うことができると認められる者であること。

（平29告144・一部改正、令2告8・旧第5条繰上・一部改正、令7告18・一部改正）

（任期）

第4条 隊員の任期は1年とし、最長3年まで延長することができるものとする。

（令2告8・旧第6条繰上・一部改正、令7告18・一部改正）

（その他）

第5条 この要綱に定めるもののほか、隊員の任用、服務、勤務条件等に関する事項は、新庄市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和2年規則第14号）、新庄市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年規則第15号）及び新庄市会計年度任用職員取扱規則（令和2年規則第 号）の定めによるものとする。

（平29告144・全改、令2告8・旧第10条繰上・一部改正）

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月告示第144号）

この要綱は、告示の日から施行する。ただし、第4条第1項の改正規定及び附則の次に別表を加える改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年2月告示第8号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和7年2月告示第18号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。